

1. 件名：標準応答スペクトルの取入れに係る事業者等の対応状況に関する面談
2. 日時：令和5年9月11日 15時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者（※一部テレビ会議システムにて参加）

原子力規制庁

原子力規制部

原子力規制企画課 藤森企画調査官、照井課長補佐、佐藤係長

審査グループ

実用炉審査部門 河原崎総括係長

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力建設部長 他8名

原子力エネルギー協議会（ATENA） 副部長 他2名

5. 要旨

- 令和5年9月5日の面談（以下「前回面談」という。）において、原子力規制庁は、ATENA 及び事業者から標準応答スペクトルの取入れに係る各事業者の対応状況及び今後の見通し等について説明を受けた。
- 当該説明は、標準応答スペクトルの取入れのための設置変更許可等の申請を行った施設全体に関する状況の概要説明であったため、後日、原子力規制庁は、九州電力株式会社及び ATENA（以下「九電等」という。）に対して、川内原子力発電所1／2号炉及び玄海原子力発電所3／4号炉の標準応答スペクトルの取入れのための設置変更許可申請の審査への対応状況及び今後の見通し等について、より詳細な説明を行うよう求めた。
- これを受け、九電等から資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁から、九電等に対して、前回面談においても伝達したとおり、令和4年度第62回原子力規制委員会において了承された対応方針¹を踏まえれば、後段規制に係る経過措置の終期の設定に係る検討のため、今後、公開の意見聴取会²において、改めて施設への影響の詳細や工事の規模・見通し等について聴取することとなることを見込まれることから、必要な準備を進めるよう、伝達した。
- 九電等から、了解した旨回答があった。

6. 資料：

- 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 発電用原子炉設置変更許可申請の概要（標準応答スペクトルの規制への取入れに伴う変更）
- 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請の概要（標準応答スペクトルの規制への取入れに伴う変更）

以 上

¹ <https://www.nra.go.jp/data/000415927.pdf>

² 震源を特定せず策定する地震動(スペクトル)の規制導入の経過措置に係る意見聴取会